

◎新潟県告示第694号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次の医師は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師の指定を辞退した。

令和7年7月4日

新潟県知事 花 角 英 世

氏 名	担当する 医療の種類	従事する病院又は 診療所の名称	所在地	辞退 年月日
近藤 優美	脳神経外科	上越総合病院	上越市大道福田 616番地	R7.4.17
七谷 直紀	泌尿器科	上越総合病院	上越市大道福田 616番地	R7.4.17
前田 千尋	耳鼻咽喉科	上越総合病院	上越市大道福田 616番地	R7.4.17
清水 宗之	小児科	糸魚川総合病院	糸魚川市大字竹 ヶ花457番地1	R7.5.12
航 晃仁	脳神経外科	糸魚川総合病院	糸魚川市大字竹 ヶ花457番地1	R7.5.12
湯口 卓	外科	けいなん総合病院	妙高市田町2丁 目4番5号	R7.5.26
立花 裕士	泌尿器科 人工透析内科	医療法人社団 六泉会	五泉市三本木2 丁目8番14号	R7.6.23